

公 示

渡良瀬川河川事務所の災害時等応急対策業務（地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査等）に関する協定の締結について

次のとおり公示します。

令和7年1月16日

国土交通省関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所長 荒井 満

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、大規模災害が発生し、又は発生が予測され、渡良瀬川河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査等)（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

渡良瀬川河川事務所管内を原則とする。

ただし、渡良瀬川河川事務所管外において、大規模災害時に渡良瀬川河川事務所が対応する区域が生じた場合は、その区域を含むこととする。 別紙－1

(3) 協定期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日

(4) 協定書（案） 別紙－2 のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負（委託）契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。また、業務実施内容は、本協定締結業者が実施可能な範囲とする。

区分	業務実施内容	協定締結者予定数
区分(1)	<u>○地上測量関係（UAV含む）</u> 基準点測量、地形測量及び写真測量（三次元点群測量含む）、応用測量（用地測量除く）、UAV撮影 等	10社程度
区分(2)	<u>○航空測量関係（UAV含む）</u> 地形及び写真測量（三次元点群測量含む）・解析、航空撮影・UAV撮影、衛星画像収集・解析 等	10社程度
区分(3)	<u>○地質調査関係</u> 機械ボーリング、孔内傾斜計・地盤伸縮計等の設置・	10社程度

	計測、総合解析 等	
区分(4)	○監視・観測・解析・応急対策検討設計関係 融雪泥流・土石流等のシミュレーション及びその精度向上を図る調査・解析、融雪泥流・土石流の監視・応急対策計画検討・警戒避難支援計画検討・施設設計等	10社程度
区分(5)	○調査・点検関係 土砂災害発生箇所の被害状況調査または砂防施設点検の実施 等	10社程度
区分(6)	○用地調査関係 用地測量、建物等の調査、用地買収等に関する資料の作成 等	10社程度

3. 資格要件

(1) 基本的要件

- 1) a) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 上記2. の区分(1)、(2)については測量、上記2. の区分(3)については地質調査業務、上記2. の区分(4)、(5)については土木関係建設コンサルタント業務、上記2. の区分(6)については補償関係コンサルタント業務による関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- なお、上記2. の区分(6)については、上記の令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の認定に加えて「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項別表の土地調査部門及び物件部門の登録を受けていること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から協定締結日までの期間に関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6) 設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 協定参加確認申請書の提出者に対する要件

1) 業務実績

平成26年度以降公示日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

国、都道府県が発注した業務のうち、上記2.の区分毎に次に示した業務。

区分(1)：下記いずれかの業務

- ①基準点測量
- ②地形測量及び写真測量(三次元点群測量含む)
- ③応用測量(用地測量除く)
- ④UAV測量

区分(2)：下記いずれかの業務

- ①航空機(UAVは含まない)による空中写真測量又は航空レーザ測量
- ②人工衛星写真による画像解析

区分(3)：地質調査に関する業務

区分(4)：下記いずれかの業務

- ①土石流の氾濫シミュレーションに関する業務
- ②土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析・観測・設計に関する業務
- ③土石流の監視に関する業務
- ④応急対策計画に関する業務
- ⑤警戒避難支援計画検討に関する業務
- ⑥砂防施設の設計に関する業務

区分(5)：砂防・地すべりに関する業務

区分(6)：用地測量及び物件調査に関する業務

但し、以下の業務は実績として認められない。

a) 同種又は類似の実績として確認できない業務

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」(以下「テクリス」という。))に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。
- ・4.(4)2)②により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

b) 再委託による業務

c) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。

但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

d) 業務成績評定が60点未満の業務

(業務成績評定とは「業務評定点」と「技術者評定点」を総称していう)

なお、国発注業務において以下の場合には業務成績評定が65点未満の業務とする。

- ・平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務。
- ・平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務。
- ・平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務。

但し、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）、及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

2) 地理的条件

上記2. の区分(1)、(3)、(6)については、本店、支店又は営業所が群馬県内又は栃木県内に所在すること。

上記2. の区分(2)、(4)、(5)については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

①測量（上記2. の区分(1)、(2)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式①ー1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

②地質調査（上記2. の区分(3)）、土木関係建設コンサルタント（上記2. の区分(4)、(5)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式①ー1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

③補償関係コンサルタント（上記2. の区分(6)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8

年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式①－１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、補償業務に関する実務経験を１年以上有していると認められる者が常駐（常に１名以上常駐）している支店等営業所をいう。

（３）配置予定担当技術者に対する要件及び評価

本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

１）直接のかつ恒常的雇用関係（要件）

協定締結希望者と直接のかつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接のかつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において、協定締結希望者と配置予定担当技術者の間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在していることをいい、さらに３箇月以上の雇用関係にあることをいう。上記「直接のかつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

２）技術者資格（要件）

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分（１）、（２）について

ア）	①測量士
----	------

区分（３）について

ア）技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設一土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」）
イ）技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
ウ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査）
エ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記③国土交通省登録技術者を除く）

区分（４）、（５）について

ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
イ）技術士（建設部門）
ウ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計）
エ）博士（専門分野：砂防に関する研究）
オ）土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）
カ）砂防・急傾斜管理技術者
キ）地すべり防止工事士

区分（６）について

ア）「土地調査部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）

イ)「土地調査部門」の補償業務管理士
ウ)「土地調査部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
エ)行政機関の職員等において、補償業務全般に関する指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

3) 業務経験 (要件)

平成26年度以降公示日までに完了した上記(2)1)に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

※記載は区分毎に最大5名(1名1件)までとする。

※評価点数は、個々の実績評価点数(10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

4) 地域精通度(区分(1)、(3)、(5)、(6)対象。加点評価。)

上記3)の業務経験において、

①渡良瀬川河川事務所管内における実績

については、地域精通度を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

※区分(2)、(4)では地域精通度は評価しない。

5) 専門技術力(区分(2)、(4)対象。加点評価。)

配置予定担当技術者が関東地方整備局(港湾空港関係除く)発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した業務(業種不問)のうち、

① 優秀技術者表彰(局長)又は優良業務表彰(局長)の表彰を受けた経験がある

② 優秀技術者表彰(部長・事務所長)又は優良業務表彰(部長・事務所長)の表彰を受けた経験がある

ものについては、専門技術力を評価する。なお、評価は職務上従事した立場が管理(主任)技術者又は担当技術者であり、テクリスでの確認ができない場合は表彰実績として認めない。

※評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

※区分(1)、(3)、(5)、(6)では、専門技術力は評価しない。

4. 協定参加資格確認申請書の提出等

(1) 本協定締結申請者は、3.に掲げる資格要件等を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、渡良瀬川河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 提出書類

1) 協定参加資格確認申請書 様式ー1～5

2) 必要に応じて上記の内容を証明する添付書類 4. (4) 2) 参照

(3) 申請書類の配布

1) 申請書類の交付期間は令和7年1月16日(木)から令和7年2月25日(火)までとし、申請書類は下記の渡良瀬川河川事務所ホームページからダウンロードすること。<https://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/>

2) やむを得ない事情により、上記の交付方法で申請書類を入手することができない場合は、4.(5)3)に問い合わせること。

(4) 申請書類の作成

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 作成方法

①配布された様式(様式-1～様式-5)を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上とする。

②電子データで提出する場合

a) PDFファイル形式に限る。また、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

b) 申請書類は、全てを一つのファイル(ファイル容量5MB以内)にまとめて(2つ以上のファイルは認めない。)電子メールで提出すること(着信確認をすること)。但し、圧縮することにより5MB以内に収まる場合は、ZIP形式又はLZH形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して電子メールで提出することを認める。

c) ファイル容量5MBを超える場合は申請書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出期限までに提出すること。

d) 提出方法は4.(5)を参照。

③協定参加資格確認申請書の押印は、郵送での提出であれば押印したものを提出し、電子メールの場合には押印した申請書表紙をPDFにして提出すること。

④提出された申請書の印刷は白黒で行う。

2) 添付資料

添付資料は下記とし、必要な添付資料がない場合は欠格又は加点しない。

①地理的条件(必要に応じて)

様式-3の業務拠点(地理的条件)に関して、「支店又は営業所」を記載した場合、以下の資料を添付すること。

a) 測量の場合(上記2.の区分(1)、(2)が対象)

- ・測量法に基づく測量業者としての登録通知(地方整備局長の印があるもの。)の写し。(詳細は別添による。)
- ・測量業者登録申請書の写し(第一面、別表第十一(第十二条関係)別紙、添付書類(ト)誓約書の部分)(最新のもの)。(詳細は別添による。)

なお、別表第十一(第十二条関係)別紙、添付書類(ト)誓約書の部分に支店・営業所の所在地及び技術者の登録が記載されていない場合は、測量業者登録申請時に提出した付属資料を添付すること。

b) 地質調査業務の場合(上記2.の区分(3)が対象)

地質業者登録をしている者は、以下の資料。（詳細は別添による。）

- ・地質業者登録規程による地質調査業者現況報告書の表紙（様式第16号イ。受付印のあるもの）。
- ・支店営業所の記載がある部分（様式第16号ホ）の写し（最新のもの）。

地質業者登録をしていない者は、以下の資料。

- ・「支店、営業所」に常駐（常に1名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に参加者の確認印を押印したもの）。

c) 土木関係建設コンサルタントの場合（上記2. の区分(4)、(5)が対象）

- ・「支店、営業所」に常駐（常に1名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に参加者の確認印を押印したもの）。

d) 補償コンサルタントの場合（上記2. の区分(6)が対象）

- ・「支店又は営業所」を記載した場合は、「支店又は営業所」に常駐（常に1名以上在駐）している補償業務に関する実務経験を1年以上有する技術者の経歴書（複数可）を添付すること。
- ・経歴書を添付した技術者が当該「支店又は営業所」に駐在していることを証する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に参加者の確認印を押印したもの）を添付すること。

②業務実績（必要に応じて）

様式ー2及び様式ー4の業務実績に関して必要に応じて以下の資料を添付すること。

なお、テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はない。

- a) テクリスに登録されている内容だけでは、実績として確認できない場合は、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。
- b) テクリスに登録されていない場合は、その業務を担当したこと及び業務内容が実績にあたることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書等の該当部分の写し）を添付すること。

③技術者資格（必須）

- a) 様式ー4における配置予定技術者の保有資格を証明する資格者証等の写しを添付すること。
- b) 3. (3) 2) 区分(6) ③、④は実務経験を証明する資料を添付

すること。

- ・③の証明する資料とは、実務経験の累計年数分の経歴（業務名、発注機関、職務上の立場、履行期間）を記載し、相違ないことの証明として、本人の氏名及び押印並びに申請者の代表者役職・氏名及び押印したものとする。なお、実務の経験は「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」の記2.（3）の規定による経験とする。
- ・④の証明する資料とは、所属していた行政機関名、役職、業務内容を累計年数分記載し、相違ないことの証明として、本人の氏名及び押印並びに申請者の代表者役職・氏名及び押印したものとする。なお、実務の経験は「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」の記2.（5）の規定による経験とする。

④地域精通度（上記2.の区分（1）、（3）、（5）、（6）が対象。必要に応じて。）

様式－4における配置予定技術者の地域精通度を証明する以下の資料を添付すること。

なお、テクリス又は②の添付書類から業務実績の履行箇所が確認できる場合は資料を添付する必要はない。

- ・テクリス又は②の添付書類では確認できない場合には、仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

⑤直接かつ恒常的雇用関係（必須）

様式－5において直接かつ恒常的な雇用関係があることが確認できる書類として、事業者名の記載のある公示日現在有効な健康保険証等の写しを添付すること。

なお、健康保険証等に事業者名の記載がない場合は直接的雇用関係が確認できないので、誓約書（様式自由）を添付すること。社員証は認めない。

（5）申請書類の提出方法

1）提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

2）提出期間

令和7年1月16日（木）から令和7年2月25日（火）（郵送の場合は必着）までとする。

3）提出先

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 砂防調査課

TEL 0284-73-5559

電子メール ktr-watarase-cloud@ki.mlit.go.jp

(6) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 渡良瀬川河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限までに必着。）
又は電子メール（着信の確認をすること）によるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定の質問郵送である旨の記載をすること。

②質問受付期間

令和7年1月16日（木）から令和7年2月18日（火）までとする。

③提出先

郵送、電子メール：上記4.（5）3）に同じ。

- 6) 質問の回答は、令和7年2月20日（木）までに、渡良瀬川河川事務所ホームページにて行う。

- 7) 複数の区分に申請を行う場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

5. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表－1に3. に記した資格要件を一覧表に示す区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は100点とする。

※分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

6. 協定締結について

(1) 締結通知

「渡良瀬川河川事務所の災害時等応急対策業務（地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査）に関する協定」

の締結についての通知は、令和7年3月18日（火）をもって協定締結者に通知する。

別添

【地理的条件の場合の添付資料（区分（１）（２）測量関係の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、下記測量法に基づく測量業者としての登録通知の写し、測量業者登録申請所の写し（最新のものを）を添付すること。

登録通知（地方整備局長印があるもの。）

(案)

国関整建二産登 第 号

平成 年 月 日

別紙申請者あて

関東地方整備局長

測量法に基づく測量業者としての
登録について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録年月日

平成 年 月 日

登録番号

登録第（ ） - 号

第一面

(別表第十一(第十二条関係))

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)

[] 都・道・府・県



測量業者登録申請書 (第一面)

×登録番号	登録第 号	×登録年月日	平成 年 月 日 登録
測量法第55条2の規定により測量業者としての登録の申請をします。 平成 年 月 日 申請者 印 殿			
申請の区分		新規登録	更新登録
ふりがな 商号又は名称			
資本金又は出資の額			
役員〔業務を執行する社員、取締役、〕の氏名及び役名		申請時 の登録	登録第 号 平成 年 月 日登録
ふりがな 氏 名	役 名	収入印紙	
		(消印してはならない)	

記載要領

- 1 ×印欄は記載しないこと。
- 2 申請の区分欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 資本金又は出資の額、役員の氏名及び役名の欄は、法人の場合にのみ記載すること。

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

別表第十一（第十二条関係）別紙

別表第十一（第十二条関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。）

別 紙

主として請け負う測量の種類		
1. 三 角 測 量	5. 空 中 写 真 撮 影	
2. 多 角 測 量	6. 空 中 写 真 図 化	
3. 水 準 測 量	7. 地 図 の 調 製	
4. 地形測量及び平面測量	8. そ の 他 の 測 量	
(空中写真によるものを除く。)		
営 業 所		測量業以外に行っている営業又は事業の種類
名 称	所 在 地	
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
計	箇所	

記載要領

- 1 主として請け負う測量の種類欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 営業所欄は、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所を記載すること。

注 1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

添付書類（ト）誓約書の部分

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本工業規格A4とする。)

添付書類(ト)(法第55条の3第6号)

誓 約 書

測量法第55条の13に規定する要件を下記のとおり備えていることを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者

印

殿

記

(1) 法第55条の13第1項の営業所

営 業 所 名	測 量 士 の 氏 名	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

(2) 法第55条の13第2項の営業所

営 業 所 名	測量業者の氏名（測量業者が法人である場合には、測量士である役員の氏名及び役名）	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

【地理的条件の場合の添付資料（区分（３）地質調査関係の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、地質調査業務登録をしている者は、地質業者登録規定に基づく下記書類の写し（最新のものを）を添付すること。

様式第１６号イ。受付印があるもの

様式第１６号（第７条関係）				（用紙A4）			
地質調査業者現況報告書							
地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。							
				平成 年 月 日			
				報告者 殿 印			
イ							
登録番号	資 一	登録年月日	平成 年 月 日	当初登録年月日	平成 年 月 日		
（ふりがな） 商号又は名称				資本金額	千円		
				創業年月日	年 月 日		
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名				営 業 所			
（ふりがな） 氏 名	役 職 名	名 称	（郵便番号）	所 在 地	（電話番号）		
		（主たる営業所）					
		（その他の営業所）					
役員その他企業役員との兼務状況							
他にしている営業又は事業の種類							
記載要領				電 話 番 号			
1 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。				取 扱 責 任 者			
2 「役員の名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。				所 属 氏 名			
3 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。							
4 「役員その他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。							

注１：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

様式第16号木

様式第16号（第7条関係） （用紙A4）

※

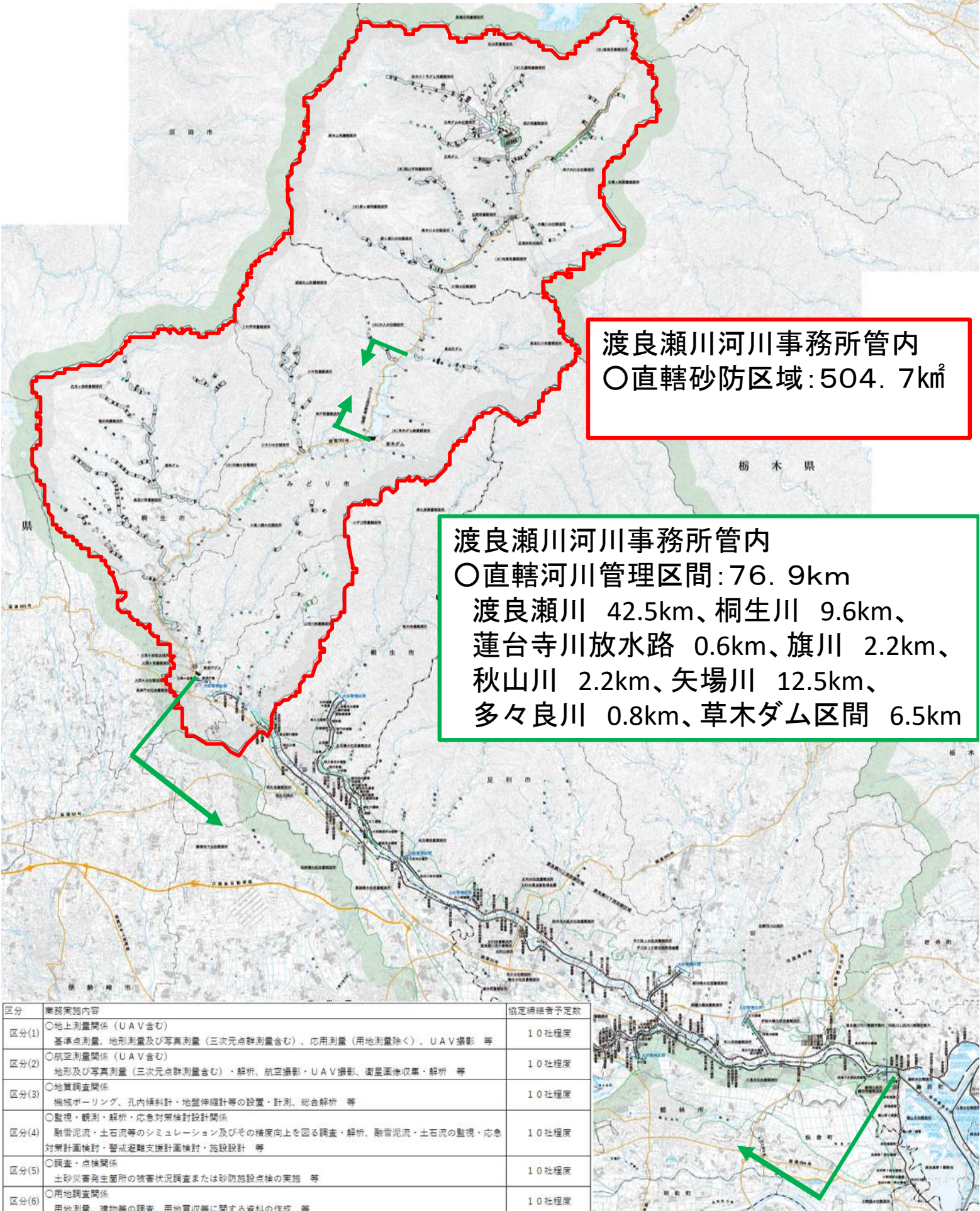
技 術 管 理 者						
所属営業所の 名称	（ふりがな） 氏 名	生年月日	資格等の名称 （登録又は取得年月日）	最終学校名 学 科 名 （卒業・修了年月）	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ ハ
現 場 管 理 者						
所属営業所の 名称	（ふりがな） 氏 名	生年月日	資格等の名称 （登録又は取得年月日）	最終学校名 学 科 名 （卒業・修了年月）	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ

記載要領

- 「資格等の名称」の欄は、技術士、土木施工管理技術士、地質調査技士等を記載することとし、技術士である場合には、技術士登録の技術部門及び技術士第二次試験の選択科目を記載すること。
- 「実務経験年数」の欄は、地質調査に関する実務の経験年数を記載すること。
- 技術管理者の「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者についてはハを○で囲むこと。
- 現場管理者の「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

注1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

渡良瀬川河川事務所の災害時等応急対策業務（地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査等）
実施区域



渡良瀬川河川事務所管内
○直轄砂防区域: 504.7km²

渡良瀬川河川事務所管内
○直轄河川管理区間: 76.9km
渡良瀬川 42.5km、桐生川 9.6km、
蓮台寺川放水路 0.6km、旗川 2.2km、
秋山川 2.2km、矢場川 12.5km、
多々良川 0.8km、草木ダム区間 6.5km

区分	業務実施内容	協定締結者予定数
区分(1)	○地上測量関係（UAV含む） 基準点測量、地形測量及び写真測量（三次元点群測量含む）、応用測量（用地測量除く）、UAV撮影 等	10社程度
区分(2)	○航空測量関係（UAV含む） 地形及び写真測量（三次元点群測量含む）・解析、航空撮影・UAV撮影、衛星画像収集・解析 等	10社程度
区分(3)	○地質調査関係 機械ボーリング、孔内傾斜計・地盤伸縮計等の設置・計測、総合解析 等	10社程度
区分(4)	○監視・観測・解析・応急対策検討設計関係 融雪泥流・土石流等のシミュレーション及びその精度向上を図る調査・解析、融雪泥流・土石流の監視・応急対策計画検討・警戒避難支援計画検討・施設設計 等	10社程度
区分(5)	○調査・点検関係 土砂災害発生箇所の被害状況調査または砂防施設点検の実施 等	10社程度
区分(6)	○用地調査関係 用地測量、建物等の調査、用地買収等に関する資料の作成 等	10社程度

渡良瀬川河川事務所の災害時等応急対策業務（地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査等）に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長 荒井 満（以下「甲」という）と、〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 本協定は、大規模災害が発生し、又は発生が予測され、渡良瀬川河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務(地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査等)（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施区域）

第２条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下、総称して「実施区域」という。）は、下記の通りとする。

渡良瀬川河川事務所管内を原則とする。ただし、渡良瀬川河川事務所管外において、大規模災害時に渡良瀬川河川事務所が対応する必要がある場合には、その区域を含むこととする。

（業務の内容）

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における区分（※）とする。【※には乙が申請した下記区分の内容を記載する】

区 分	内 容
区分(1)	○ <u>地上測量関係(UAV含む)</u> 基準点測量、地形測量及び写真測量(三次元点群測量含む)、応用測量(用地測量除く)、UAV撮影 等
区分(2)	○ <u>航空測量関係(UAV含む)</u> 地形及び写真測量(三次元点群測量含む)・解析、航空撮影・UAV撮影、衛星画像収集・解析 等
区分(3)	○ <u>地質調査関係</u> 機械ボーリング、孔内傾斜計・地盤伸縮計等の設置・計測、総合解析等
区分(4)	○ <u>監視・観測・解析・応急対策検討設計関係</u> 融雪泥流・土石流等のシミュレーション及びその精度向上を図る調査・解析、融雪泥流・土石流の監視・応急対策計画検討・警戒避難支援計画検討・施設設計 等
区分(5)	○ <u>調査・点検関係</u> 土砂災害発生箇所の被害状況調査または砂防施設点検の実施 等
区分(6)	○ <u>用地調査関係</u> 用地測量、建物等の調査、用地買収等に関する資料の作成 等

（技術者）

第4条 甲は、乙に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

2. 乙は、本協定期間内においては、毎年3月31日までに、4月1日の技術者の雇用状況（予定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、渡良瀬川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼした

とき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

（有効期限）

第13条 本協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

（その他）

第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和7年 3月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所長 荒井 満

乙 ○○○○○○○○

○○ ○○

